

(表1)

平成27年度保険料(月額)	
全額免除の場合	0円
4分の3免除の場合	3,900円
半額免除の場合	7,800円
4分の1免除の場合	11,690円
免除を受けなかった場合	15,590円

\*下表2もご参照ください。

**保険料が未納のままだと...**

● 将来の老齢基礎年金が受給できなかったり、受給できても金額が少なくなる場合があります。

● 障害や死亡といった不慮の事態が生じた際、年金を受け取ることができなくなる場合があります。

● 一部免除の承認を受けても、残りの保険料を納付しないと、未納と同じ扱いになります。

\*詳しくは下表2をご覧ください。

① 免除・納付猶予制度を利用しなかった場合は、原則2年間しか、さかのぼって納付することができません。

② 免除・納付猶予制度を利用した場合は、最大10年間さかのぼって追納することが可能です。ただし、3年目から当時の保険料に加算金がかかります。

(表2)

	老齢基礎年金の資格期間として	老齢基礎年金額の計算は	万一の障害年金・遺族年金の保障は	後から保険料を納めたいときの追納期間
全額免除	認められます	1/2として計算	あります	10年以内 *一部免除の場合、免除部分のみが対象
4分の3免除		5/8として計算		
半額免除		3/4として計算		
4分の1免除		7/8として計算		
納付猶予 学生特例		計算されません	ありません	2年を過ぎると納付できません ※下記制度を継続中
未納	認められません			

● 印鑑(スタンプ印を除く)、年金手帳、身分証(運転免許証など)

● 学生の方は、学生証の写し、または在学証明書(原本)

● 平成26年3月31日以降に離職した方は、離職票の写し、または雇用保険受給資格者証の写し

● 平成27年1月1日以降に本市に転入した方は、前住所地での所得証明書

● 保険料の納付期限から2年を経過していない期間(申請時から2年1カ月前までの期間)も、さかのぼって免除などを申請できるようにになりました。

失業などの経済的な理由で、国民年金の保険料を納めることが困難な場合、申請により保険料が免除される「**保険料免除制度**」があります。

免除の申請が承認されると、保険料の全額または一部の納付義務が免除されます。

平成27年度の保険料額は、左表1のとおりです。なお、免除の該当区分については、本人・配偶者および世帯主の所得によって異なりますので、詳しくは問合先でご確認ください。

# 国民年金保険料の免除・納付猶予制度の納付猶予制度のご案内



【受付窓口・問合先】  
● 本庁保険年金課(内線2821)  
または各支所地域振興課  
● 川内年金事務所  
(099)5276

※平成27年9月30日までは、納め忘れの国民年金保険料を、10年間さかのぼって納付できる「**後納制度**」が利用できます。後納保険料の納付には事前の申し込みが必要ですので、最寄りの年金事務所までお問い合わせください。

**国民年金の免除・納付猶予制度**

大きく分けて3つの制度があります。

① 学生納付特例制度(学生の方)

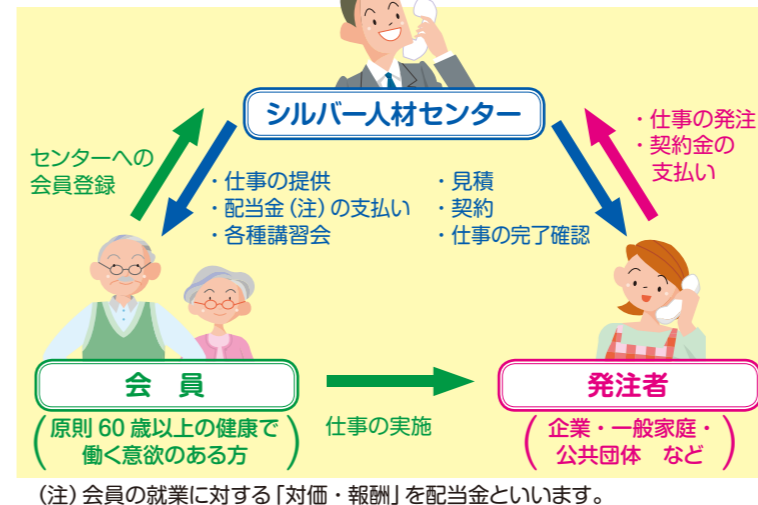
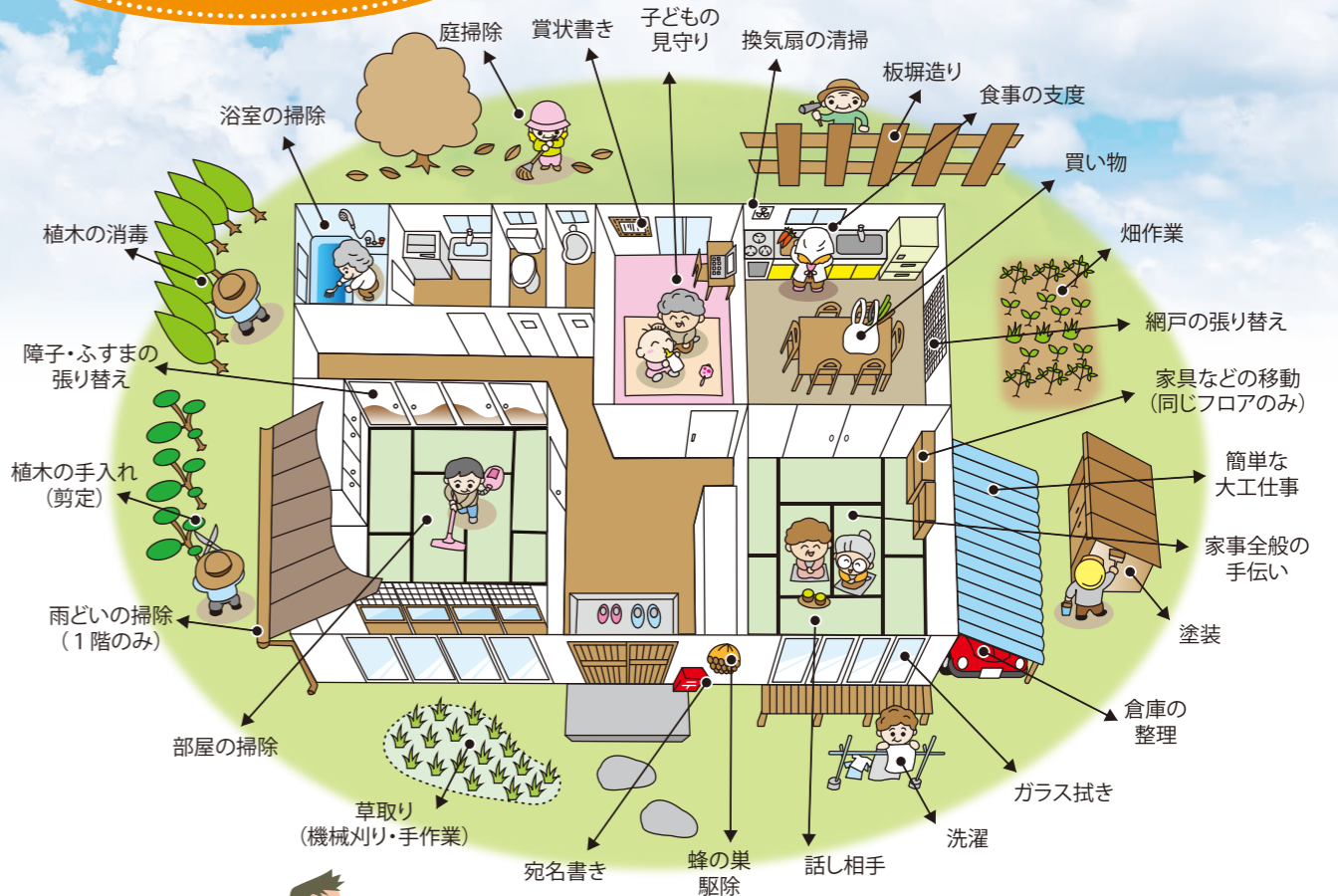
② 全額免除・一部納付(免除)制度(本人と配偶者の所得が一定額以下の方)

③ 若年者納付猶予制度(30歳未満で、本人と配偶者の所得が一定額以下の方)

(表2)

# シルバー人材センターをご存知ですか?

こんな仕事を引き受けています  
—お気軽にご利用ください—



**シルバー人材センターとは**

健康で働く意欲のある高齢者が、生きがいの充実と健康の増進を図るとともに、豊かな知識、経験、技能を生かし、地域社会に貢献することを目的とした団体です。

同センターでは、高齢者に適した臨時的かつ短期的な仕事や一定の軽易な仕事を引き受けています。(上図参照)

■ 会員募集

薩摩川内市民であり、原則60歳以上の働く意欲のある方なら、どなたでも会員になります。希望される方は、同センターにお問い合わせください。

\*年会費1500円が必要です。

【問合先 薩摩川内市シルバー人材センター・市役所】

□ 本所	百次町1090番地1	TEL (20) 5819	FAX (20) 6064	(担当地域=川内・樋脇・東郷)
□ 東支所	入来町副田6029番地1	TEL (44) 3780	FAX (44) 3770	(担当地域=入来・祁答院)
□ 上甕支所	上甕町中甕481番地1	TEL (2) 1185		
□ 下甕支所	下甕町手打955番地3	TEL (7) 0246		
□ 市役所	本庁高齢・介護福祉課高齢者福祉グループ	TEL (23) 5111	(内線 2673・2674)	